

第十管区海上保安本部（水路測量） 公示第 15 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 4 日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 第十管区海上保安本部
- （2）住 所 鹿児島市東郡元町 4－1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 奄美大島北部海域（付図 1）及び悪石島周辺海域（付図 2）
- （2）期 間 令和 7 年 6 月 19 日から令和 7 年 6 月 24 日までのうち 5 日間

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全処置

- （1）十管区水路通報による周知を行う。
- （2）測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第六条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）





